

## 第12章 用排水機場

### 第1節 適用

#### 12-1-1 適用

岡山県土木工事共通仕様書第6編第6章排水機場の規定によるものとする。

### 第2節 一般事項

#### 12-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、岡山県土木工事共通仕様書第6編第6章第2節適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めなければならない

- |                           |             |
|---------------------------|-------------|
| (1) 土地改良事業計画設計基準・設計「ポンプ場」 | 農林水産省農村振興局  |
| (2) 杭基礎設計便覧               | (公社) 日本道路協会 |
| (3) 鋼管矢板基礎設計施工便覧          | (公社) 日本道路協会 |